

「第6回まちづくり市民会議」議事要旨

○アドバイザー・事務局含め全48名中、38名参加

○以下、次第に即して記載

(1) 開会挨拶（薄議長）

- ・前回の市民会議を踏まえ、今後は自治基本条例の具体的な内容についての学習、議論をしていきたい。

(2) 講義

演題：市民協働について

講師：まちづくり市民会議委員

（会津若松市企画調整課協働・男女参画室）小椋潤一

○今後、自治基本条例における「協働」のあり方、位置づけを議論していく前段として、本年4月に策定した協働推進指針をもとに協働概念についての理解を深めた。

○資料：別添配布資料「会津若松市市民協働推進指針」参照

○質疑応答

委員)

意見としてだが、市民の幸せに繋がる活動や地域の発展に繋がる活動に対する意識が希薄だと思う。現在における最大の課題は人口減少だが、指針に本市における人口減少解決に係る記載が無いのは残念。

委員)

河東の地域づくり委員会の中で協働しないとこれからのまちづくりは立ち行かない旨話をした際に、委員より協働で対応しないと課題を解決できないのか問われ、答えに窮した。何故協働でないと課題を解決できないのか教えてほしい。

⇒小椋)

全ての課題に対して協働で臨む必要はない。協働はあくまで「手段」の一つであり、課題の内容に応じて最適な手段を選択すればいい。協働でなくても解決できる課題はある。

委員)

市民公益活動団体は「団体」として認められないと行政と協働できないのか？また、市民公益活動団体になるためにはどうしたらいいのか？

⇒小椋)

指針の中では協働の持続性・責任能力に鑑み行政との協働の相手方として団体を想定した。自治体によって取り扱いは様々だが、現実的な話として一個人と行政が協働することは想定しづらい。

(3) グループワーク

- ①実施内容：別添次第参照
- ②発表内容：別添グループワーク発表内容参照

(4) 会議総括（薄議長）

- ・自治基本条例を制定することによる効果、何が変わるのかを議論するには時期尚早であったと感じた。他自治体の事例等により更なる学習が必要。慎重に進めていきたい。
- ・まずは他自治体の事例を通じて条例の特徴を掴んで、グループワーク等の議論を通じて共有できればと考える。

(5) その他（事務局）

8月4日の会津若松市議会政策討論会第1分科会政策研究セミナーにおける北海道大学名誉教授である神原勝先生の講演概要について説明。

以上